

委員会提出第三号議案

緊急的な米需給調整対策を求める意見書

政府の見通しを上回る米消費の減少や平成二十年産米の大量持ち越しにともなう契約・販売進度の大幅な遅れなどから、二十一年産米の価格は出来秋から千円（六十キログラム当たり）近く下落したうえ、米の在庫量が十八万トン増加する見通しとなっており、これから収穫期を迎える二十二年産米の需給と価格への影響が強く懸念される。

こうした状況を放置すれば、二十二年産米の全国的な価格下落と数年にわたる米価の低迷、在庫を抱える産地・生産者の所得減少、国の財政負担増加、全国的な生産数量目標の削減など、相次いで深刻な事態をもたらすおそれがあり、営農や制度への不安を抱きかねない状況にある。

よって、国会及び政府におかれては、稲作農家の経営安定と地域農業を守るため、次のとおり早急な対策の実施を強く求めるものである。

- 一 戸別所得補償制度の実施にあたっては、二十二年産米の適正な需給・価格環境を整備し、米価が大幅に下落する事態を招かないようにすること。
- 二 需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食市場から隔離することを柱とする政府による緊急的な需給調整対策を決定し、市場へアナウンスすること。
- 三 政府棚上げ備蓄（主食用米の買入れ及び非主食用処理）は、現下の需給ギャップ数量を踏まえ、二十二年産米から前倒しし、早期に実施すること。
- 四 政府が定める生産数量目標を適切に管理するため、市場における米の需給調整対策を含めた政策体系を確立すること。
- 五 ミニマム・アクセス米については、主食用米の需給に影響を与えないよう、引き続き適切に管理すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年九月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅直人殿
財務大臣 野田佳彦殿
農林水産大臣 鹿野道彦殿